

湖南広域行政組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和7年3月12日

湖南広域行政組合監査委員 岡 野 則 男
湖南広域行政組合監査委員 武 村 賞

定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
消防局	東消防署

(2) 監査の時期

令和7年2月26日（水）

(3) 監査の着眼点

東消防署における主なリスクとして、公務災害、交通事故、不適切な契約金および施設の機能低下が挙げられるため、各種契約事務および契約業務に係る検査体制、さらに施設の管理状況を着眼点として監査を実施した。

(4) 監査の評価項目（重点項目）

- ア 業務マニュアル、事務処理フロー、各種管理簿の整備状況
- イ 各種団体の事務取扱状況
- ウ 施設等の管理状況

(5) 監査の結果

評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、軽微な事項については、以下のとおり監査当日口頭で指導し改善を求めた。

- ア 勤務交代要領について各署統一できるか検討すること。
- イ 現金収受記録簿の件名について内容（要件）がわかるように記載し管理すること。
- ウ 日常点検表について「×」のチェックがある場合の備考欄の記載を正しく行うこと。